

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金 (以下「専門実践教育訓練給付金」)について

■教育訓練給付制度とは

教育訓練給付金制度は、働く人の主体的な能力開発の取り組みやキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする制度です。厚生労働大臣の指定する講座で学び、修了すると、支払った学費の一部が給付金として支給されます。

東京大学エクステンション株式会社（指定番号 1312008-2310011-4）における指定講座

◇データサイエンティスト本格養成コース

本コースは「専門実践教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」として認定されています。一定の条件を満たした人に、支払った学費の 50%（年間上限 40 万円）がハローワークから支給されます。

「キャリアアップを目指して働きながら学びたいが費用が心配」という人にはうれしい制度です。

データサイエンティスト本格養成コースの場合、算定金額は以下となります。

支給対象となる教育訓練経費 858,000 円

(50%) 429,000 円⇒年間上限があるため 400,000 円

給付金合計（見込み）400,000 円

※あくまで一定の条件をすべて満たした場合における例です。

【目次】

■制度を使える人 (P.1)

■制度を使えるケース (P.2)

■必要な手続き (P.2)

■Q&A (P.3)

■制度を使える人

講座開始日の時点で原則2年以上雇用保険の被保険者である人（在職者）、または雇用保険の被保険者だった人（離職者）のうち、一定の要件に該当する人が対象となります。
詳しくは居住地管轄のハローワークへお問い合わせください。

■制度を使えるケース

上述対象者が、労働大臣の指定した対象教育訓練を修了した場合に使うことができます。

■必要な手続き

専門実践教育訓練給付制度を利用する場合、申請と受給の大まかな流れは以下の通りです。
いずれも一定の条件を満たす必要がありますので、詳しくはハローワークへお問い合わせください。

受講前

【申請①】 講座開始日の1か月前までに、ハローワークで手続きをする。

- 必要に応じて専門実践教育訓練給付金の受給資格を照会する
- 訓練前キャリアコンサルティングを受ける
- 必要書類を提出する

※東京大学エクステンション株式会社[指定番号 1312008-2310011-4]

【講座申込】 申請①を終えてから、東京大学エクステンションへお申し込みください。

- HPより「【教育訓練給付金】データサイエンティスト本格養成コース」を選択して申し込む

※【教育訓練給付金】対象コースは「クレジットカード払い」を選択して決済をお願いします。銀行振込を希望される方は事前に個別相談窓口にてご相談ください。

- 東京大学エクステンションへ本人確認書類を提出する

※提出方法については、申込後別途メールにて御案内いたします

- 専門実践教育訓練給付金利用のための関係書類を確認する

- (1) 教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書（様式第33号の2の4）

支給単位期間ごとに公共職業安定所への支給申請にご利用ください

ハローワークインターネットサービス（帳票一覧）URL：

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=kyoikukunrenshikyu2Link>

※別途弊社から提供予定の受講証明書・領収書等と公共職業安定所へご提出ください。
詳しくは居住地管轄のハローワークへお問い合わせください。

- (2) 教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書（様式第33号の2の5）

コース終了後の公共職業安定所への支給申請にご利用ください

ハローワークインターネットサービス（帳票一覧） URL：

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=kyoikukunrenshikyuu3Link>

（3）専門実践教育訓練給付金・教育訓練支援給付金の御案内

教育訓練給付金制度に関するパンフレットですので、ご参考にしてください

厚生労働省 HP（PDF へのリンク）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066317.pdf>

受講修了後

【申請②】 講座修了の翌日から 1 か月以内に、ハローワークで支給申請を行う。

必要書類：領収書、専門実践教育訓練修了証明書（※1）、支給申請書用紙（※2）など

（※1）修了証明書の発行条件：コース全日程を受講し、受講講座レポート(アンケート)を提出、かつ課題を提出して合格基準に達した場合。

（※2）申請希望者には当社が配布します。

↓

【受給】 申請②まで受理されると、支払った学費の 50%（上限は年 40 万円）が支給されます。

出典：厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）関係手引」（2023/2 参照）

[*000622070.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/000622070.pdf)

■Q&A

Q. 派遣社員や契約社員は教育訓練給付制度の対象ですか？

A. 雇用形態に関わらず雇用保険の被保険者である期間が条件を満たしていれば、在職・離職中とも受給対象になります。自分が条件を満たしているか不明な場合は、ハローワークにお問い合わせください。

Q. 給付金支給の対象になる学費を教えてください

A. 実際に支払った受講料を指します。交通費、パソコンなどの購入費、資格試験受験料などは対象外です。支給対象となる学費は受講者本人が負担し、自らの名前で支払った費用であることが原則です。

Q. 講義を欠席した場合はどうなりますか

A. 教育訓練給付金を利用しての受講の場合、原則個人都合での欠席や振替は認められておりません。対象のコーススケジュールを確認してご出席可能かご確認の上ご検討ください。

都合が悪い日程がある場合は、必ず事前に事務局へご相談いただくようお願いいたします。例外的に録画映像による振替が可能となる場合もございます。

Q. 途中で受講をやめた場合はどうなりますか

A. 教育訓練給付は講座を修了しないと支給を受けられない制度です。継続できるかどうか、受講前によくご検討ください。

Q. 指定番号を教えてください

A. 東京大学エクステンション株式会社の指定番号は次の通りです。
指定番号 1312008-2310011-4

※コース内容に関してはオンライン個別相談会を随時実施中です。

お気軽にお申し込みください。

[orien.pdf \(utokyo-ext.co.jp\)](#)



2023.5.31 更新
東京大学エクステンション株式会社